

市内医療機関の皆様へ

横浜市保健所長 田畑 和夫

「コンゴ民主共和国におけるエボラ出血熱流行の終息宣言を踏まえた対応について」

日ごろから、横浜市の感染症対策に御協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、コンゴ民主共和国におけるエボラ出血熱については、「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」の宣言を受けたエボラ出血熱に係る協力依頼対応について」（令和元年 8 月 22 日付健感発 0822 第 6 号健康局結核感染症課長通知）等に基づき、「到着 21 日前までに、コンゴ民主共和国北キブ州またはイツリ州に渡航又は滞在していた場合」は、接触歴ありとみなして、21 日間の健康監視を行っていたところです。

今般、世界保健機関（WHO）による、同国北キブ州等におけるエボラ出血熱の終息宣言を踏まえ、別添「コンゴ民主共和国におけるエボラ出血熱流行の終息宣言を踏まえた対応について」（令和 2 年 6 月 29 日付健感発 0629 第 1 号健康局結核感染課長、薬生食検発 0629 第 5 号医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全企画課検疫所業務管理室長通知）のとおり、「6 月 29 日より同国に係るエボラ出血熱流行国としての対応を取りやめることとし、現在、同国から入国・帰国された方に対して行っている健康監視について終了とする」との通知がありました。

つきましては、本通知についてご確認くださいませようお願い申し上げます。

【添付資料】

- ・「コンゴ民主共和国におけるエボラ出血熱流行の終息宣言を踏まえた対応について」（令和 2 年 6 月 29 日付健感発 0629 第 3 号厚生労働省健康局結核感染課長通知）
- ・「コンゴ民主共和国におけるエボラ出血熱流行の終息宣言を踏まえた対応について」（令和 2 年 6 月 29 日付健感発 0629 第 1 号厚生労働省健康局結核感染課長、薬生食検発 0629 第 5 号医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全企画課検疫所業務管理室長通知）

担当：横浜市健康福祉局健康安全課

健康危機管理担当（電話 671-2463）